

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

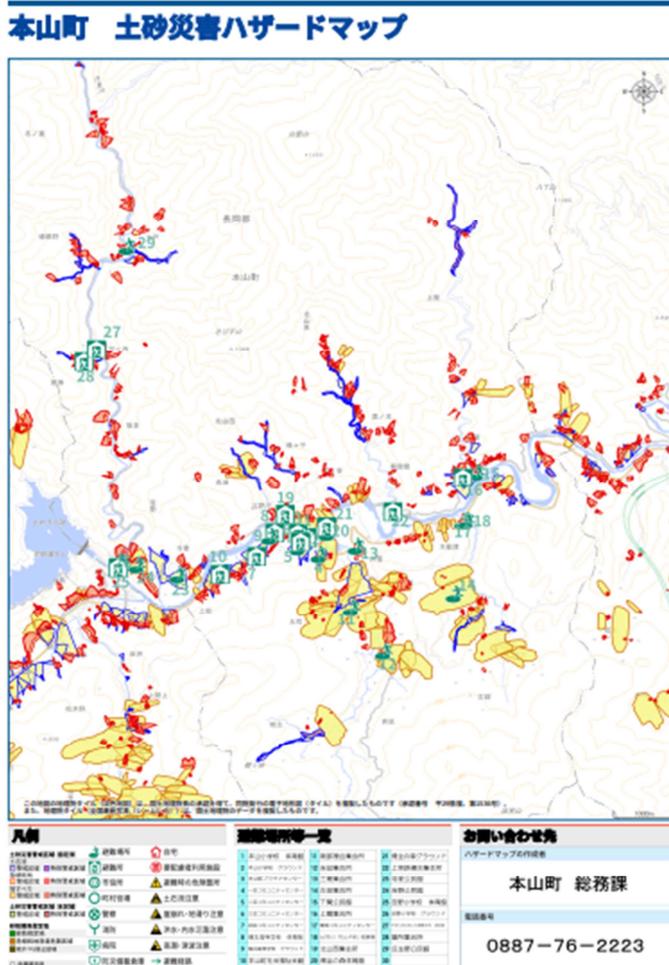
1. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 土砂災害

町の中心部を西から東に流れる一級河川吉野川流域と、北岸の汗見川、行川、栗の木川や南岸の檜の川、木能津川等大小の支流沿いに集落、人家が点在している。

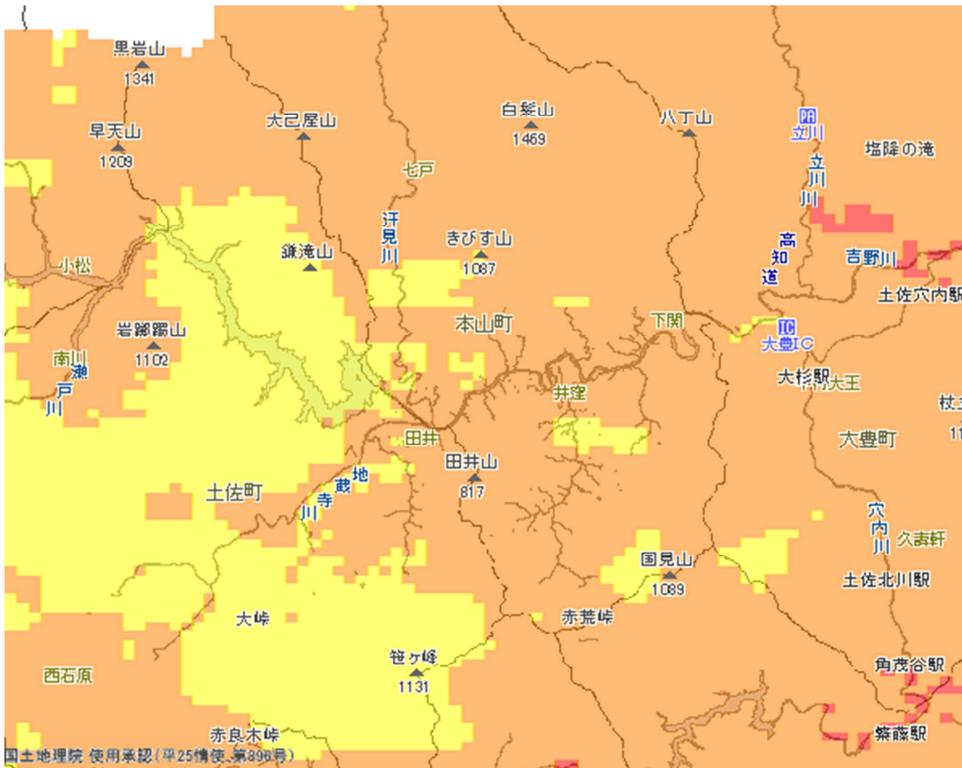
吉野川流域は、御荷鉢構造線が走り、地すべり性崩壊が多い地域となっており、砂防指定地、地すべり防止区域の指定を受け、防災工事が実施されているが、なお危険箇所が数多くあり、台風等異常天候時には住民が自主的に避難をしている現状がある。本山町作成の土砂災害ハザードマップにおいても河川と傾斜地に挟まれている為、集落の密集する河川沿いにおいて土砂災害が警戒されている。避難場所も多く設定されているが集落内においても斜面が多く坂道を登って避難を行う事も想定されている。



本山町土砂災害ハザードマップ (本山町全体)

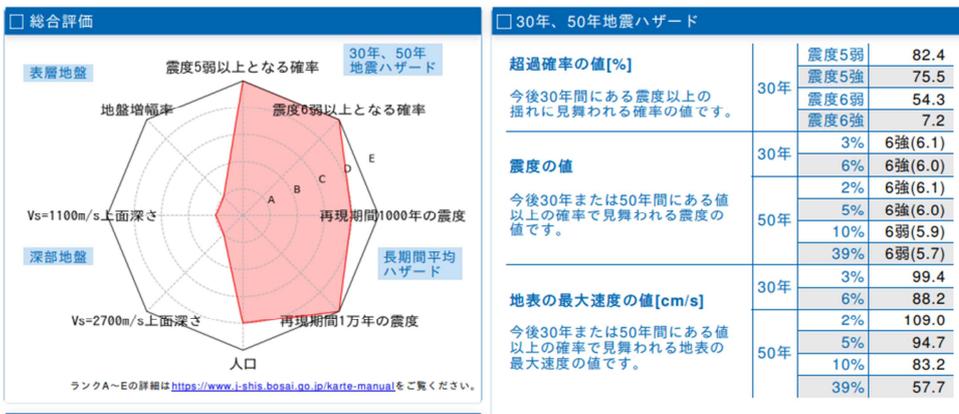
② 地震

高知県防災マップ（震度分布）によると本山町では多くの地区で震度6強の地震が発生すると予想されており、J-SHIS（地震ハザードステーション）の地震ハザードカルテ2023年基準によると高知県長岡郡本山町本山では、今後30年間に震度6弱の地震が発生する可能性は54.3%、6強においては7.2%とみられ、強い揺れによる建物・設備への被害が予想されている。また強い地震が発生した場合は土砂災害の発生が予想されており、上図の通り急傾斜した地域において土石流・地滑りの警戒区域となっている。国道439号沿いに河川・傾斜地が続いているため、直接的な被害が発生しなくても嶺北地域内での土砂災害が発生することでライフラインがストップする可能性も懸念される。



高知県防災マップ（震度分布）

メッシュコード	中心緯度、経度	住所	標高	メッシュ内人口
5033540733	33.7573N,133.5891E	高知県長岡郡本山町本山 付近	257m	100~150人



J-SHIS（地震ハザードステーション）の地震ハザードカルテ抜粋

### ③ 水害

昭和 48 年に完成した早明浦ダムは、水道・工業・農業・発電用水として四国全土に豊かな恵みをもたらすとともに、治水ダムとして、洪水調節により、吉野川沿岸の水害防止を図っている。しかし、ダム直下の本町では、昭和 50 年、51 年と度重なる計画最大放流量 2,000 m<sup>3</sup>/S を大きく上回る大放流で甚大な被害が発生したこともあり、ダムの放流に伴う洪水やダムの地震被害による洪水など、大きな水害に発展する可能性もある。また、河川を山腹崩壊で発生した土砂が堰止め、流れが変わって人家や道路を流出するなど山間部ならではの被害も想定される。

### ④ 感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また新型コロナウイルス感染症のような新たなウイルスの出現においても、多くの町民の生命・健康に重大な影響を与え、小規模事業者の経営・事業継続にも支障を来す恐れがある。

## (2) 商工業者の状況

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
農業、林業、漁業	9	9	集落と併せて河川と傾斜地の間を通る国道 439 号沿いに商工業者が集中し、多くの事業者が土砂災害等を受ける可能性がある。また、直接の被害がなくても、道路の寸断などにより、町自体が孤立する恐れがあり、商工業に大きな影響が予想される。
建設業	24	23	
製造業	12	11	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	
情報通信業	2	0	
運輸業、郵便業	3	3	
卸売業、小売業	48	40	
金融業、保険業	3	0	
不動産業、物品賃貸業	3	2	
学術研究、専門・技術サービス業	5	5	
宿泊業、飲食サービス業	19	19	
生活関連サービス業、娯楽業	21	20	
教育、学習支援業	1	1	
医療・福祉	2	2	
サービス業	16	15	
合計	170	150	

## (3) これまでの取り組み

### ① 本山町の取り組み

- ・本山町地域防災計画の策定
- ・避難訓練、防災学習の実施
- ・災害備品等の備蓄

### ② 本山町商工会の取り組み

- ・本山町商工会事業継続計画 (BCP) 策定、運用 (BCM)
- ・高知県火災共済協同組合、ジブラルタ生命(株)、東京海上日動火災保険(株)と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の加入促進
- ・新型コロナウイルス対策として、事務所内感染予防措置の実施  
(パーティーション・アルコール消毒液等の配置)
- ・当商工会青年部と三朝町商工会青年部 (鳥取県) において災害協定を締結

## 2. 課題

- ① 本山町商工会の建物は南海トラフ地震が発生した際には被災リスクが非常に高く、商工会業務を継続するための代替施設を確保する必要がある。
- ② 災害備品等についても、商工会館が被災することを想定し、備蓄倉庫を確保する必要がある。
- ③ 地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症拡大において発生が予想される被害やその対策の周知が十分にできていない。
- ④ 地区内小規模事業者に対し、国及び高知県の施策の周知やBCP策定支援事業が十分に実施できていない。
- ⑤ 発生時における連絡体制や町内被害状況の確認範囲、被害額の算定方法等が不明確
- ⑥ 発生時の具体的な対応と行動について、当会職員内間で周知徹底や訓練ができておらず、職員の防災スキル向上についても課題となっている。

## 3. 目標

- ① 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、代替施設を確保する。
- ② 災害備品の備蓄倉庫を確保し、備蓄を進め、定期的に確認見直しを行う。
- ③ 地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症等のリスクを認識させ、国及び県の施策と合わせて事前対策の必要性を周知する。
- ④ 事業継続力強化計画の策定支援を実施する。
- ⑤ 町と商工会における被害情報報告体制及び方法等を明確化する。
- ⑥ 発災時の初動対応・応急対応の体制を確立し、職員の防災スキル向上を図る。

### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～ 令和11年3月31日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を行う。

#### < 1. 事前の対策 >

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップや感染症ガイドライン等を活用して、各事業所が立地する場所の自然災害等のリスク、感染症等のリスクの周知に努める。
- ・発災時、感染症拡大時の事業停止（休止）リスクを軽減するための取組として、各種損保加入推進、国や県の支援策の周知等を行う。
- ・事業継続力強化計画作成の必要性をセミナー開催や巡回により周知するとともに、計画策定支援を行い、実効性のある取組の推進や、効果的な訓練などについて指導及び助言を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症の経験をもとに、感染症が社会や経営に及ぼす影響を周知する。また、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT化やテレワーク環境設備のための情報や支援策の提供を行う。

#### 2) 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の紹介周知

- ・高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度、高知県南海地震・節電対策融資制度、高知県災害復旧融資制度、高知県災害対策特別融資制度について周知を図る。

#### 3) 商工会の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成 29 年に BCP を作成後、定期的に見直しを行っている。

#### 4) 高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定の取得

- ・現在高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。  
職員の資質向上（防災士資格の取得等）と復興支援を行えるよう体制構築が課題となっている。  
当計画の実行、推進と並行して行政と協議を進め、防災士資格を持つ職員を育成後、2 年以内を目途に認定取得を行う。

#### 5) 関係団体等との連携

- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携し、事業継続力強化計画策定セミナー等を開催する。  
また全国商工会連合会と「小規模事業者等のリスクマネジメント支援」に関する協定を結んでい  
る東京海上日動火災保険㈱や、各種支援ツールを提供頂いている、あいおいニッセイ同和損保㈱  
の協力を仰ぎ、効果的な支援や損害保険の紹介を行う。

#### 6) フォローアップ

- ・地区内小規模事業者の事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定状況を確認し、未策定事業者へ  
の啓発、計画見直しが的確に行われているかのフォローアップを行う。

#### 7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲 I 現状（1）地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、当商工会と当町  
との連絡ルート・手法について毎年度初めに確認する（訓練は必要に応じて実施）

### < 2、 発災時の対策 >

発災時には人命救助を第一とし、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の  
決定、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

#### 1) 応急対策の実施可否の確認

##### a) 職員等の安否確認

- ・勤務時間内の場合は発災後速やかに職員の安否確認と来訪顧客の安全確認を実施し報告する。ま  
た、地域に於ける家屋被害や道路状況等、把握した範囲の大まかな被害情報を速やかに当会と当  
町で共有し、当会の災害対策本部の設置並びに BCP の発動及び応急対策の実施可否の確認を行  
う。
- ・夜間や休日の場合は職員自ら身の安全確保に努め、安否情報は緊急連絡網を活用し発災後速やか  
に報告する。尚、夜間・休日の発災時の職員参集範囲については、経営指導員とするが、二次災  
害の防止を図るため、通行止めや警報が出ている場合は解除後に出勤する。
- ・情報共有、報告、確認等を行ううえでの情報通信手段については、LINE グループ、携帯電話を  
主に利用し行う。
- ・安否確認において確認する被害状況は以下の内容とする。
  - ① 職員本人及び家族の被災状況
  - ② 職員本人及び家族、周辺の家屋の被害状況
  - ③ 職員本人の出勤経路における道路状況
  - ④ その他業務遂行に影響する被害

##### b) 被害状況の確認

- ・地震による設備の損壊が発生した際には、現在の施設において応急対策を実施することが困難と  
なる可能性がある。施設の被害状況の確認を経営指導員が行い、応急対策が実施困難と判断され  
た場合には代替施設にて応急対策を実施する。

##### c) 感染症の発生時

- ・各種感染症が国内で発生した際には、国・県等の指針に従い、感染予防対策を実施する。（検温

による職員の体調確認・パーテーションの設置・職員の手洗い・マスク着用の徹底等) また職員や家族に感染者(濃厚接触者)が出た場合については、拡大を防ぐため、同指針に従い濃厚接触者の特定や自宅待機等の対策を行う。

## 2) 応急対策の方針決定

- ・災害の規模や被害状況等を情報収集し連絡体制を迅速に行い、応急対策を講ずる場合は、当会と当町の間で協議のうえ被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。想定する応急対応の内容は、概ね次の判断基準とする。

### 被害規模の目安と想定する応急対策

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	◎地区内の 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ◎地区内の 1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ◎被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは連絡網が遮断されており確認ができない	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務 ◎復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	◎地区内の 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している	◎緊急相談窓口の設置・相談業務 ◎被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	◎目立った被害の情報がない	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・効果的な応急対策を実施するためには、当町が実施する応急対策の活動情報を共有しておくことが重要となるので被害情報等について以下に定める頻度で共有を行う。

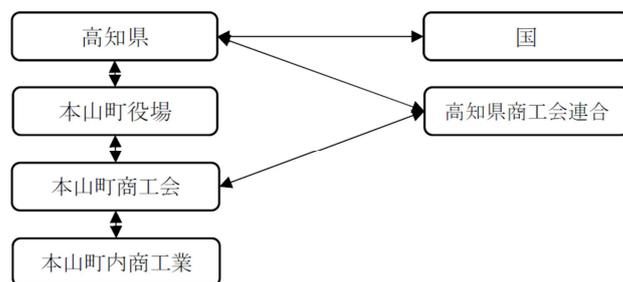
### 被害情報等の共有間隔

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に2回(10時、15時)共有する
2週間以内	1日に1回(15時)共有する
1月以内	2日に1回共有する
1か月超	1週に1回共有する

## < 3、発災時における指示 >

自然災害等発災時は、地区内の商工業者及び管内の被害情報について、商工会員並びに住民等の協力を得て的確に収集し、迅速な報告を行うとともに指揮命令についても円滑に行うことができる仕組み

を構築する。連絡体制図は下記の通りである。



- ・地震等大規模な被災地域では、地盤条件が変化し、少ない降雨でも土石流や地すべり等の土砂災害が発生する危険性が增大する。よって、当会が実施する被害状況の把握など情報収集の初動対応については、二次災害の発生を抑制する為、土砂災害防止法に基づき国や県が実施した緊急調査結果情報を、関係機関を通じ速やかに共有し、警戒区域等には立ち入らないなど被災地域での活動について本山町災害対策本部の指示を確認する。
- ・被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法は、独自の様式をもって行う。
- ・被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業 BCP 運用指針第 2 版 (復旧費用の算定)』に基づき、事業の復旧に必要な費用(再調達価格)を見積もることとする。
- ・当会と当町が共有した情報を高知県の指定する方法により報告する。  
感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当町より高知県へ報告する。

#### < 4、応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の設置等については関係機関と相談し対応する。また、国、県が実施する支援施策に従い、依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。
- ・相談窓口の設置に当たっては、安全性確保が確認されたあと商工会において実施する。商工会館が被災した場合の代替施設については、関係機関と相談のうえ、早期に確保する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の把握に努め、災害発生後、事業継続にむけた諸課題を経営者と共有し、速やかにそれぞれの企業の実態に即した支援策・解決策を提言するなど、事業者に寄り添ったきめ細やかな伴走型支援を実施する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や高知県、本山町の施策)を地区内小規模事業者に周知する。

#### < 5、地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・高知県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対し支援を行う。具体的には、災害時における中小企業対策としての相談窓口を設置するほか、資金繰り支援を中心とした金融支援や復興にむけた設備資金など県の特別融資制度の活用、信用保証枠の拡大や行政による利子補給、保証料補給などの制度情報を提供し利用促進を図る。
- ・災害救助法、激甚災害法が適用された場合は、セーフティネット等融資制度の開始もあるので金融機関等関係支援機関と連携を十分とりながら支援していく。
- ・連携する保険会社との情報を共有し、復旧資金の調達に支障がないよう支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当市・当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県並びに高知県商工会連合会等に相談し対応する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

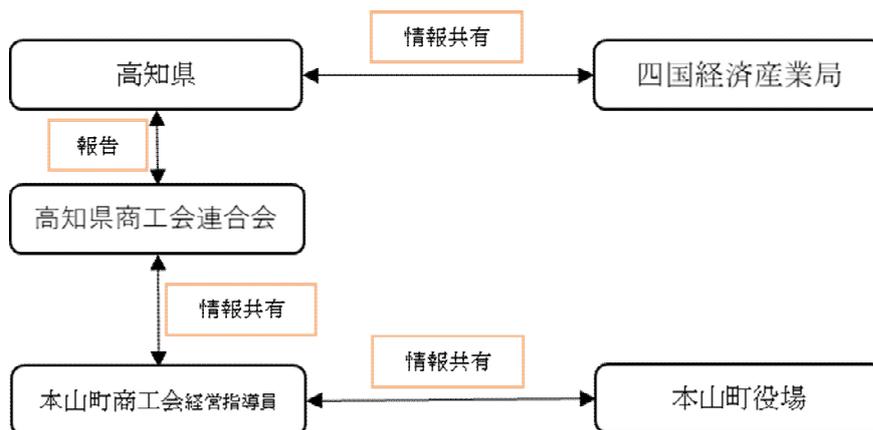
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

法定経営指導員 宮脇大介 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行  
特に、小規模事業者によるBCP (事業継続力強化計画) の策定支援と策定後の自主点検による見直しを助言し、当該計画の実効性を高めていく。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

本山町商工会

〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山 494 - 1

TEL:0887-76-2160 FAX:0887-76-3960

E-mail:motoyama@kochi-shokokai.jp

②関係市町村

本山町 まちづくり推進課

〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山 636

TEL:0887-76-3916 FAX:0887-76-2943

E-mail:sangyoushinkou@town.motoyama.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・専門家派遣	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・防災、感染症対策	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、町補助金、高知県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

